

職 発 0713 第 2 号  
開 発 0713 第 4 号  
令 和 2 年 7 月 13 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省人材開発統括官  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年 7 月 豪雨により被災した就職活動中の学生等に対する  
緊急支援について

今般の令和 2 年 7 月 豪雨（以下「豪雨」という。）により甚大な  
人的・経済的被害がもたらされたところであり、厚生労働省においても、  
必要な対策を緊急に講じることとしている。

今年度については、新型コロナウイルス感染症の防止対策を実施  
しながらの就職活動となっており、特にこの時期は、令和 3 年 3 月  
卒業予定の大学生等にとって、選考期間として就職活動の重要な時  
期に当たり、高等学校卒業予定者にとっても、選考開始期日の変更  
など、例年と異なる就職環境に置かれており、万全の支援を行って  
いく必要がある。

また、高等学校卒業予定者の採用を検討している企業にとっては、  
会社見学の実施等、採用選考を控えた重要な時期である。

このため、豪雨による被害を受けた就職活動中の学生等に対し、  
下記のとおり「被災学生等特別就職相談窓口」（以下「特別窓口」  
といふ。）の設置等により、特にきめ細かな支援を実施することと  
したので、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 特別窓口の設置による支援

#### （1）特別窓口の設置場所

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用地域を含む 6  
県（長野・岐阜・福岡・熊本・大分・鹿児島）に所在する新卒

応援ハローワークに設置することとする。

(2) 特別窓口の対象者

特別窓口の対象者は次のとおりとする。

- ① 豪雨の被害を受けた就職を希望している学生・生徒等（卒業後3年以内の者を含む。以下「被災学生等」という。）
- ② 豪雨の影響により採用・選考活動に支障が生じた又は生じるおそれがある事業主等（以下「被災事業主等」という。）
- ③ 中学校・高等学校・大学等（以下「学校等」という。）の学校関係者

(3) 特別窓口における支援内容

特別窓口における主な支援内容は次のとおりとする。

- ① 被災学生等が豪雨により就職活動に困難を来さないよう、被災学生等の個別事情を踏まえた企業への働きかけも含めた、就職支援ナビゲーター等による担当者制による個別相談支援
- ② 豪雨により就職機会が失われるおそれのある被災学生等のニーズに応じた個別求人開拓
- ③ 被災事業主等に対する必要な相談支援
- ④ 学校関係者が学生等に対する指導を的確に行うために必要な相談支援

(4) 特別窓口の設置日

特別窓口の設置日は令和2年7月14日とする。

(5) 特別窓口が設置されていない公共職業安定所等における対応

特別窓口が設置されていない公共職業安定所又は新卒応援ハローワークにおいて、(2)の対象者が来所した場合は、(3)に準じた支援を行うこと。ただし、生徒・学校関係者については、利便性等を考慮し、最寄りの公共職業安定所等においても、特別窓口と同様に(3)の支援を行うこと。

2 出張相談

管内の学校等における、学生等に対する被災状況を踏まえた職業相談、最新の求人動向等に係る情報提供等の出張相談のニーズを把握し、新型コロナウィルス感染症の防止対策も実施した上で

対応することにより、被災学生等に対する効果的・効率的な支援に努めること。

3 令和3年3月新規高等学校卒業予定者を対象とする求人(以下「新規高卒求人」という。)の確認・確保

公共職業安定所においては、新規高卒求人が受理された、又は申し込んでいる事業所のうち、災害救助法の適用を受けた地域に所在するなど、豪雨の影響を受けた可能性のある事業所について、その実態を把握し、従来どおり採用・選考活動を行うことが可能な早期に状況の確認を行うこと。

特に従来から求人先となる高等学校を指定して求人を申し込んでいる事業所については、指定された高等学校への影響が大きいことに鑑み、優先的に確認すること。

また、各事業所の実情に配慮しつつ、求人申込みの継続を促し、求人の確保に努めること。